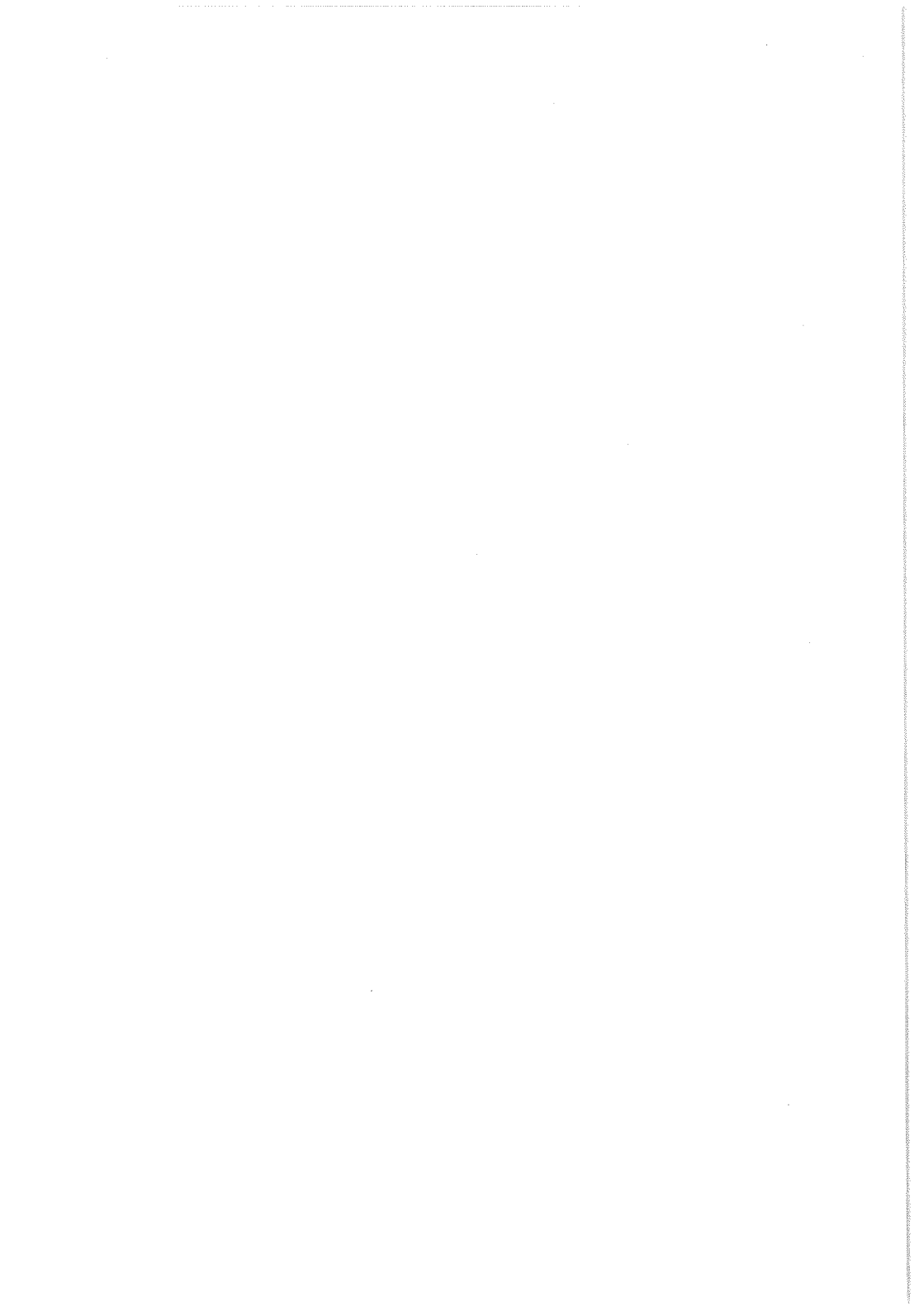


国家と教育の関係についての考察

共同研究者 高乗 正臣 (代表)
慶野 義雄
小谷 宏三
真田 允稔
趙 元濟
渡邊 昭二
青柳 卓弥



教育個人情報の保護に関する 憲法上の位置付け

—「プライバシー権」v.s.「教育の自由」・「学習権」—

青柳 卓弥

- 1 問題の所在
- 2 「プライバシー権」根拠説の矛盾と限界
 - (1) 開示請求権の主体と対象における矛盾
 - (2) 下級審判決における「教育論争」の限界
- 3 「教育の自由」・「学習権」根拠説の妥当性
 - (1) 権利の主体・対象との論理的整合性
 - (2) 「教育」の歴史的意義・性格
- 4 教育個人情報保護法制の必要性——アメリカにおける法制から学ぶ点
- 5 結語

1 問題の所在

これまで我が国においては、初等・中等教育機関における内申書・指導要録等のいわゆる教育個人情報の開示については、主として憲法13条を根拠に「プライバシー権」の観点から、これを認めるか否かという形で議論が行なわれてきた経緯がある¹⁾ (以下、このような観点から開示を肯定する見解を「プライバシー権」根拠説と称する)。また、司法の場でも、いくつかの第1審および控訴審における判決²⁾の中で、「プライバシー権」を論理的前提とした上で司法判断が下されてきたが、結論は開示を妥当とするか否かでその判断を分かってきた。

本稿では、広く個人に関わる情報の保護という一般的事項とは異なり、教育に関わる個人情報という特殊な事項について、憲法13条から導き出される「プライバシー権」を根拠として保護を行なうこと自体が、そもそも論理的には無理があり、教育政策上も望ましくないのではないかという視点から、まず、「プライバシー権」根拠説に含まれる論理的矛

盾とその限界について批判的に検討する。次いで、田中耕太郎の学説³⁾を嚆矢とし、その後最高裁判所判例⁴⁾においても認められた権利である親を享有主体とする「教育の自由」（教育権）、および同判例によって憲法26条の教育を受ける権利から解釈論上導き出された子どもを享有主体とする「学習権」、これらの権利を根拠に教育個人情報の保護を行なうこと（以下、「教育の自由」・「学習権」根拠説と称する）が、論理的整合性の点からも、また「教育」の歴史的意義・性格を鑑みた場合にも妥当であることを論証していくことにする。さらに、「教育の自由」、「学習権」を根拠とした教育個人情報の保護を具体化する立法措置の必要性について、アメリカでの立法例を参考に若干の指摘を行なうことにする。

2 「プライバシー権」根拠説の矛盾と限界

(1) 開示請求権の主体と対象における矛盾

① 開示請求権の主体をめぐる疑問

教育個人情報の開示を「プライバシー権」を根拠に認めようとする学説は、これまでのところ疑いなく通説とされてきたが、そこには開示請求権の主体をめぐり払拭できない大きな疑問が存すると考えられる。

そもそも「プライバシー権」なるものの権利主体は、紛れもなく個人本人であることは言うまでもないことである。そこには、たとえば家族であろうとも本人以外の者が権利主体となることは想定されていない。このことは近代立憲主義憲法の基本原理である個人主義原理を謳った憲法13条に規定の「幸福追求権」を根拠に「プライバシー権」が導出されている以上、当然の帰結であろう。従って、「プライバシー権」を根拠に教育個人情報の開示を請求できる者は、当然本人のみに限定されるはずである。

ところが、実際に小学校のような初等教育機関における教育個人情報の開示について、児童が独自の判断のみで請求を行なうことが可能であろうか。当然、両親の指導・助言の下で、若しくは児童の年齢によっては両親の判断に従って児童は受動的に請求を行なうか、さらには両親自身が完全に主体となって開示請求が行なわれるかが実情であろう。つまり、教育個人情報の開示請求が行なわれる際、初等・中等教育機関に属する児童・生徒に関してはその多くの場合が、両親が何らかの形で開示請求権の行使に関与し、時には請求権の主体となるケースさえ見られるのである。

このような実態を鑑みれば、教育個人情報の開示を「プライバシー権」に基づき憲

法上位置付けることは、形式論理上は開示請求権の行使を児童・生徒のみに限定しながら、同時に実質的には「プライバシー権」の権利主体を本人以外にも認めざるを得ないという論理的破綻をきたすことになり、法的妥当性を欠くことになる。このことを裏付けるように下級審判決が、一つの興味深い結論を導いていることは注目に値する。

つまり、中学生の内申書の開示をめぐる、生徒の親が開示拒否の取り消しを求めた裁判において（埼玉県内申書開示拒否取消請求訴訟第1審判決⁵⁾、当時の浦和地裁（現さいたま地裁）は非開示の当否に関する実体判断に踏み込まずに、そもそも親は「本人」に当たらないから子どもの教育情報に関する開示請求権はないと判示したのである。このこと自体は、開示請求権を「プライバシー権」を根拠として位置付けている以上、当然の帰結であるといえよう。しかし、実際問題小学生に単独で開示請求の判断ができるのか、判断自体はできる中学生・高校生であっても、開示請求の対象となる内容によっては（つまり、開示内容が教師による主観的評価の部分である場合には）、両親の助言・指導なしに単独で教育情報を受領することが教育上、妥当なのかという疑問が残る。実際、本判決において裁判所は、親の教育権について、これを「認めうるとしても、その権能として、実定法の規定がなくとも親の子についての教育情報の公開を請求しうる具体的権利が発生するとまで解することはできない」と、同権利が抽象的権利であることを認めた上で、「子についての情報につき親に具体的な公開請求権を認められるかどうか」は「個別的な立法政策の問題である」と結論付けている。従って、このことから判断するに、本判決は教育個人情報の開示請求権を「プライバシー権」を根拠に位置付けること自体に限界があることを、暗に示唆していると理解することができるのではないだろうか。

②開示請求権の対象をめぐる疑問

次に、開示請求権の対象である教育個人情報の内容についてもいくつかの点で疑問が生じる。

まず、「プライバシー権」として保護される対象の範囲画定について不可解な点が存する。つまり、プライバシー権を現代の高度情報化社会においては「自己情報コントロール権」として再構成して考える現在の通説の立場（例えば、芦部信喜、佐藤幸治両教授の見解^{6),7)}がこれを代表するものである）において、そもそも大きな論理的矛盾あるいは政策上の不適切さを指摘できるからである。すなわち、芦部教授の見解によれば、「自己情報コントロール権」における「自己情報」とは自己に関するあら

ゆる情報が対象となることが含意されながら⁸⁾、一方で「プライバシー権」が依拠する憲法13条の「幸福追求権」については「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」と限定的に捉える立場（人格的利益説）⁹⁾が取られているのである。しかし本来、「幸福追求権」を「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体」と捉え、そこから「プライバシー権」＝「自己情報コントロール権」を解釈論上導出する以上、当然そこで保護されるべき「自己情報」も、「個人の人格的生存に不可欠な」関連性を有する自己に関する情報に限定されるはずではないのか。その意味でかかる見解においては、「幸福追求権」と「自己情報コントロール権」との定義に大きな矛盾、乖離が生じ、保護されるべき情報の内容は不明確なものになってしまうのではないか。

これを具体的に教育個人情報の保護に当てはめてみれば、「プライバシー権」を根拠にした場合、同権利の源泉である「幸福追求権」を強調して解釈すれば、ここで保護されるべき情報とはあくまでも「個人の人格的生存に不可欠な」関連性をもつ教師による主観的評価の部分に限定されることになるはずであるが、同権利を「自己情報コントロール権」の定義に従って解釈すれば、主観的・客観的を問わずあらゆる評価が保護の対象となり得る。つまり、「プライバシー権」という同じ一つの権利を根拠としながらも、解釈の重点をどこに置くかによって保護されるべき対象がいかようにも変わり得ることは、「プライバシー権」を「幸福追求権」から導出し、さらに「自己情報コントロール権」として再構成する論理構成の過程における定義付け自体に問題があったといわざるを得ないのではないか。

また、佐藤教授の見解では、「人格的利益説」の立場に立って「幸福追求権」を「人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主観的権利」と捉えつつ¹⁰⁾、同権利から「自己情報コントロール権」を導く一方で、「自己情報」の内容を個人の「精神過程とか内部的な身体状況等に関わる高度にコンフィデンシャルな性質の情報」¹¹⁾、あるいは個人の「道徳的自律の存在にかかわる情報」¹²⁾である「プライバシー固有情報」と限定して捉える立場が示されている。確かにこのような見解に立てば、「幸福追求権」と「自己情報コントロール権」相互の定義の間に矛盾、齟齬はなく、保護されるべき対象は、人格に関する評価を含む情報に限られることになる。もっとも、佐藤教授はここで「プライバシー固有情報」に当たらない情報を「プライバシー外延情報」と定義した上で、このような情報に関しても「個人の生活様式を裸にし、道徳的自律の存在としての個

人を脅かす契機をはらんでいる」ような場合、保護の対象となるべきことを指摘している。しかし、「外延情報」が具体的にどのような範囲、程度において保護されるべきかについては、「状況ないし文脈によって左右されるところもあって困難な課題である」と認めた上で、「多分に立法によって解決されるべき問題であると結論付けられている。

従って、このような学説に依拠して教育個人情報の保護を考えるならば、保護されるべき対象は原則として、教師による主観的評価の部分や病歴等の健康状況に関する客観的評価の部分(「固有情報」)に限られ、人格に関する評価とは直接に関係のない客観的評価の部分(「外延情報」)はほとんど保護の対象とはなり得ないことになってしまう。よって、学業成績等の評価は立法府の判断によっては、自己情報として開示請求できないという結果を生じさせかねない。これでは到底、政策論として妥当な結論とはいえないのではないか。

さらに、教育個人情報を「プライバシー権」＝「自己情報コントロール権」に依拠して保護することには、そもそも教育政策上の観点からも問題が残る。ここでは芦部説・佐藤説のいずれに拠っても、開示請求される対象として、少なくとも教師による主観的な評価の部分が含まれる以上、先に指摘したように、論理上請求権の主体が児童・生徒本人に限定されることから、果たしてそのような主観的な評価を児童・生徒のみが閲覧し得たとしても教育上望ましいことなのかという疑問が生じ得ると考えられるからである。

(2) 下級審判決における「教育論争」の限界

次に「プライバシー権」を前提とした教育個人情報の開示の当否をめぐるこれまでの裁判例を見てみよう。これらの裁判では、「プライバシー権」を明確に「自己情報コントロール権」と定義するかどうかは別として、開示請求権を「プライバシー権」の請求権的側面と捉え、条例上創設された抽象的権利として理解していることは確かで、暗黙の前提として開示請求権の背景に「プライバシー権」を想定した上で司法判断が行なわれているといえる。ここでは、主として教育個人情報の中、主観的評価・客観的評価の全面開示を是とするか、客観的評価のみの部分開示を是とするか(同じことであるが、主観的評価のみの部分非開示を是とするか)が、争われてきたのであるが、その根底にはおよそ法律論争というより「教育論争」の様相を呈した要素が存在し、法的には解決不可能な泥沼に陥っているといえよう。

まず、小学校の指導要録を部分的に非開示としたことをめぐって争われた東久留米市指導要録事件の第1審判決¹³⁾は、「人物評価」等の評価者の主観的評価が入り込む部分については、これを開示することによって①児童の自尊心・意欲・向上心を損なう可能性があること、②本人・親の学校・教師への反発、誤解、さらには逆恨みさえ生じさせ、両者の信頼関係を損なう可能性があること、③教師がマイナス評価を記載しないことによって、指導要録が形骸化、空洞化するおそれがあること、を理由に開示拒否処分を適法とした。続いて控訴審の東京高裁¹⁴⁾も、一審判決を踏襲して、開示することによって指導要録が公正に記載されるとは限らない、むしろ弊害の方が大きいとして開示拒否処分を是認した。

次に、高校入試前に内申書の開示請求を拒否された中学生が市の教育委員会を訴えた高槻市内申書裁判において、第1審の大阪地裁¹⁵⁾は、①「所見欄」のような主観的評価についての開示は、教師への不信任や遺恨を招き、教師と生徒との信頼関係を損なう恐れがあること、それ故、②開示が前提となると記載が形骸化し入試選抜資料としての客観性、公正さがなくなってしまう、として部分的な非開示処分を違法ではないとした。続く控訴審判決において大阪高裁¹⁶⁾は、結論としては調査書の不存在を理由に訴えの利益を否定しながらも、調査書を保管・管理していた期間については原審を踏襲して、主観的評価についての非開示を是認する一方で、主観的評価以外の部分を開示する義務があったと判示した。

さらに、小学校の指導要録の開示をめぐって争われた大田区指導要録事件においても、第1審の東京地裁¹⁷⁾は、東久留米訴訟第1審・高槻訴訟第1審判決とほぼ同様の観点から、主観的評価についての部分的非開示を適法とした。しかし、続く控訴審の東京高裁判決¹⁸⁾では、客観的評価の部分についても公開することによって「学校現場に無用の混乱をもたらし」、「学校の運営や教育行政の執行に支障を来す恐れがある」として、一部開示を認めた一審判決を取り消し、全面非開示とする逆転判決を言い渡した。

最後に、市教育委員会が小・中学校の指導要録の一部、内申書の全部の開示を拒否したことに對して提起された西宮市指導要録・内申書裁判において、第1審の大阪地裁¹⁹⁾は、客観的評価の部分については非開示理由にあたらぬとしながら、「人物評価」等の評価者の主観的評価が入り込む部分については、これを開示することによって、①生徒の自尊心・意欲を損なう可能性があること、②本人・親と学校・教師との信頼関係を損なう可能性があること、③教師がマイナス評価を控えることによって指導要録が形骸化する恐れがあること、を理由に開示拒否処分を適法と判示した。これに對して、控訴

審の大阪高裁²⁰は部分的開示を適法とした一審判決を変更し、初の全面開示を命じる判決を下した。同判決は「教育上の評価は、本人や保護者からの批判に耐え得る適正なものでなければならない。教育は生徒や児童の長所を伸ばすとともに、短所や問題点を改善するものだ」と前置きした上で、主観的評価が含まれる「所見欄にマイナス評価が記載されるのなら、日ごろから本人や保護者に同じ趣旨のことが伝えられ、指導されなければならない」はずで、「日ごろの注意や指導等もなく、マイナス評価が内申書や指導要録のみに記載されるとすれば、むしろ、そのこと自体が問題である」と結論付けた。

これらの判決は、指導要録の全面非開示を是認した大田区訴訟控訴審判決を例外とすれば、いずれも指導要録、内申書の部分開示あるいは全面開示を認めたもので、教育委員会は少なくとも教師の主観的評価の含まれない客観的評価の部分については開示をしなければならない旨、命じたものである。第1審レベルでは、東久留米訴訟・高槻訴訟・大田区訴訟・西宮訴訟ともに教育個人情報の中、主観的評価の部分については非開示を適法としているが、控訴審においては判断は分かれ、大田区訴訟が客観的評価の部分であっても非開示を適法とする一方で、西宮訴訟では主観的評価の部分であっても開示しなければならない違法であるとした。

ことほど左様に判決は三通りに分かれているが、結局はここでの論点は、教育個人情報の開示をすることによって、①生徒を傷つけないか否か、生徒と教師の信頼関係を維持していくことができるか否か、②その場合の開示の対象は、客観的評価の部分に限られるか、主観的評価の部分にも及ぶかという点に尽きるといえよう。そしてこれらの判決では、このような「教育論争」が延々と続けられているが、そこでは明確に定まった正解が見出され得ず一種の神学論争と化している感がある。かかる難問についての教育学あるいは教育心理学上の定説もない以上、このこと自体はやむを得ないことであるが、要は法律論としてこれらの問題を裁判官が延々と議論しても最終的に解決されるべき法律問題とは言えないことである。そうであるならば、このような問題はそもそも司法判断の対象としてなじまない結論することさえできるかもしれない。

かように、教育個人情報の開示をめぐる当否を「プライバシー権」に依拠して議論することは、開示請求権の主体・対象における矛盾や、解決困難な「教育論争」を引き起こしてしまう点で、もはや否定的に捉えざるを得ない。

3 「教育の自由」・「学習権」根拠説の妥当性

(1) 権利の主体・対象との論理的整合性

そこで、本稿では教育個人情報に関する開示請求権の憲法上の位置付けを、憲法26条の教育を受ける権利から導き出される子どもの「学習権」、および親の「教育の自由」に求める立場の妥当性について検討しよう。

親の「教育の自由」(教育権)を国家や教師の教育権とともに、戦後初めて体系的に提唱した代表的な学説は、田中耕太郎の見解²¹⁾である。田中によれば、教育に関する事項は「人間性と人間の使命に密接に関係している」性質上、「根本において自然法にその基礎をおくものであるとされる。従って、両親の教育権は「人間の基本的権利」として自然法上認められるものであり、その実定法上の根拠としては、民法820条に規定されている親権を行なう者による子への監護および教育をする権利がこれにあたる。また、教育権は両親のみが有するものではなく、「義務教育に関する憲法第26条第2項の反面からして国家に教育する権利が認められる」とする。その際、両親の教育権と国家の教育権との関係について、両親が「本源的教育権」を有するのに対して、国家は補充的性質の「伝来的教育権」を有するに過ぎないとされる。一方で教師の教育権は、「教育を全体として観察して、教育が教育外の世界からの不当な干渉侵害から守られなければならない」という意味で、「司法権の独立」のアナロジーとして憲法23条や教育基本法等から帰納される制度的保障である「教育権の独立」として理解される²²⁾。

要するに、田中説では自然法上の権利である親の教育権(「教育の自由」)を中心として、それを補完するものとして憲法26条第2項の反射的権利である国家の教育権や、憲法23条から導出される制度的保障としての教師の「教育権の独立」が構成されることになる。ここで注目されるべきことは、「国家からの自由」としての親の「教育の自由」が、「国家による自由」である国家の教育権よりも優先されること、そのための制度的保障として教師による「教育権の独立」が規定されたことである。さらに、そのような「教育権の独立」は、国家をはじめあらゆる社会的権力等による「教育外の世界からの不当な干渉侵害」からの自由を保障するためのものであるが、同時にそれは、決して教育内の世界における不当な干渉侵害を正当化するためのものでもないことは明らかであるといえよう。これは戦後、田中が起草に携わった教育基本法の理念である教育内外の「不当な支配」からの教育の自由という考え方から判断するに当然の帰結であり、自由主義者と

しての田中の面目躍如を窺わせるものであろう。

このような田中の見解を大筋において継承しつつ、修正を施したものが旭川学力テスト事件最高裁判決²³⁾である。かつて最高裁判所は「教育権」の所在が争われた同事件において、教育内容の決定権は、国家および親・教師を中心とした国民との両者にあると判示した。この中で最高裁は、国家の教育内容への「必要かつ相当」の範囲内での介入を認める立場（国家の「教育権」）を示したが、このことは教育の公正中立性を維持する上で当然のことであろう。むしろ、ここで肯定的意味であれ否定的意味であれ注目されるべきは、教師の「教育の自由」を憲法23条の学問の自由から導き出されるものとして一定の範囲内で認める一方で、親の「教育の自由」を認めると同時に、憲法26条の教育を受ける権利から解釈論上導出される子どもの「学習権」を認めるに至ったことである。つまり同判決では、教師の「教育の自由」を憲法23条を根拠に一定の制約をつけながらも「人権」として認める一方で、親の「教育の自由」を自然法上も憲法上の根拠もなしに認め、新たに憲法26条から子どもの「学習権」を認めたのである。

このような見解には評価できる点もあるが、疑問も生じる。まず憲法26条の反射的権利として子どもの「学習権」を明確に導出したことは、教育を受ける権利を教育を受ける者の側から主体的に再構成したものであり、現在我が国も批准した「子どもの権利条約」との整合性からも望ましいことであろう。しかし、教師の「教育の自由」を人権として認めたことには大きな疑問が残る²⁴⁾。初等・中等教育機関の教育には児童・生徒の批判的判断能力の欠如ということの性質上、一定の制約が認められることを最高裁自身が認めていながら、またそれ故に国家の教育権を「必要かつ相当」な範囲で認めておきながら、あえて教師のそれを「人権」と称する必要があるのか、あるいはそもそも人権と称することができるのかである。「人権」が濫用されれば、従前の田中説における教師による「教育権の独立」が陥る危険性以上に、教育内における世界での不当な干渉侵害を生じさせてしまうおそれはないのか。その意味では、殊更に教師の「教育の自由」を人権として主張することよりも、教育公務員としての職務権限としての教育権として捉えることが妥当ではないか。この場合、教師の教育権は当然国家の教育権を体現するものであり、これは公立学校の教師である限り当然である。しかし、このような見解に立った場合、国家あるいは社会的権力による不当な干渉侵害を排除する必要性からは、同時に「教育権の独立」を含意させておく必要があると考えられる。つまり、教師の教育権には教育公務員としての職務権限という意味で国家の「教育権」に寄与する社会権補完的側面と、「教育権の独立」という制度的保障により親の「教育の自由」に寄与す

る自由権補完的側面とが並存しているのではないか。また、親の「教育の自由」を自然法上の権利と位置付けるかどうかは別として、憲法上の位置付けを明確にしていなくても問題である。民法上の位置付けはともかく、憲法26条の教育を受ける権利から導き出された子どもの「学習権」の反射的権利として、親の「教育の自由」を解釈論上位置付けることで、憲法との関連で実定法上の地位を確立することが望ましいのではないだろうか。

このような立場に立てば、国家の「教育権」あるいは教師の職務権限としての「教育権」・制度的保障としての「教育権の独立」と、親の「教育の自由」との関係は、本来は協働関係にあるべきはずのものであるが、部分的には対立関係あるいは競合関係におかれる局面もあり、一つの権利、制度的保障を楯に学校・教師のみが教育個人情報を独占することは憲法上容認され得ないことになる。つまり、話を単純化するため問題を親と教師との関係に限定するならば、親への教育情報の開示を、教師による「教育権」・「教育権の独立」を根拠に、ましてや教師による人権としての「教育の自由」の独占によって否定することはできないはずである。また、限定的な場合には児童・生徒が「学習権」を根拠に教育個人情報の開示を請求することも可能になるだろう。この場合、子どもの「学習権」に基づく開示請求は、教師の「教育権」によって全面的に否定されることは許されず、むしろ教師の「教育権」あるいは親の「教育の自由」によって補完される形で保障されるべきものである。

このように、田中耕太郎説および最高裁判例で示された親の「教育の自由」、国家の「教育権」、教師の「教育権の独立」、子どもの「学習権」を整理、補正した上で、その複合的構造を基底として教育個人情報の開示をめぐる問題を再考するならば、「プライバシー権」根拠説が呈した矛盾、限界を乗り越えることも可能な新しい判断枠組みを提示することができよう。

すなわち、「教育の自由」・「学習権」根拠説の立場に立てば、親と子供がそれぞれの憲法上の権利を根拠に教育個人情報の内容に応じて、教育上適切な開示を請求することが可能になるからである。具体的には、開示対象が学業成績等の客観的評価の部分である場合、精神的発達途上の段階にある児童・生徒が「学習権」を根拠に開示請求権の主体となることはできるが、対象が「所見欄」等の主観的評価の部分については、親が「教育の自由」を根拠に開示請求権の主体となり、それを子どもに見せる場合には適切な助言・指導の下に行なうという、区分けが可能になるのである。このことは、「プライバシー権」根拠説に依拠した場合、開示請求権の主体が児童・生徒のみに限定されて

しまい、しかも、開示対象を客観的評価の部分に限定するか、主観的評価の部分まで含めるかを法的には確定できないというジレンマに陥っているのは対照的である。

(2) 「教育」の歴史的意義・性格

「教育の自由」・「学習権」根拠説の法的妥当性についてはこれまで述べてきた通りであるが、このような見解はそもそも「教育」が歴史的に果たしてきた意義・役割といった観点からも望ましいものであり、より適合的であるといえよう。

「教育」の本質が中世ヨーロッパ以来、本来的には家庭における私事とされてきた歴史を鑑みれば、いみじくも田中耕太郎が指摘したように、親の「教育権」こそが「本源的」なものであり、それを中心に考えることが重要である。その後、近代公教育の確立とともに教育の私事性は捨象され「教育の社会契約化」により、教育の公共性が認識された。そこでは、国家は全国民に共通にして必須の教育を公正中立に行なうことが要請され、国家の「教育権」が確立したのである。しかし、国家の教育権は田中の言葉を借りれば「伝来的」といわれるように親から委託されたものである限りは、親の「教育権」を補完するためのものであり、絶対的な権限ではあり得ない。その意味では、近代公教育にあっても「教育におけるレッセ・フェール」は連綿と受け継がれてきたのである。このような国家の教育権を具体的に体现するのが、教師の職務権限としての教育権であり、国家や社会的権力による不当な干渉を排除し、その公正性・中立性を保障するために制度的保障としての「教育権の独立」が必要となる。その後、今日の現代国家においては、社会権としての教育を受ける権利を憲法上規定することにより「教育の国家化」が進展した（教育における「修正資本主義化」）が、それでも尚、教育における親を中心とする家庭の役割を完全に否定することはできないだろう（親の「教育の自由」の優位）。また、現代においては教育を受ける子どもの立場から主体的に教育を受ける権利を捉え直すことも必要であり、子どもの「学習権」として確立することが要請されよう（子どもによる「教育への自由」の保障）。

4 教育個人情報保護法制の必要性 ——アメリカにおける法制から学ぶ点

このように親の「教育の自由」と子どもの「学習権」を教育個人情報保護の憲法上の根拠とすることが妥当であるとしても、これらの憲法上の権利は「プライバシー権」と同様に自由権的な側面をもつ権利であるから、その法的性格は裁判規範性を有しない抽象的権利というに止まるものであり、司法的救済を可能とする具体的権利とはいえない。従って、請求権的側面をもつ開示請求権が法律上規定されてはじめて実効可能な法的権利となり得る。そこで、従来憲法上の「プライバシー権」の具体的権利として個人情報開示請求権を個人情報保護法・条例等の法制上において明示したのと同様に、憲法から解釈論上導き出した親の「教育の自由」、子どもの「学習権」を「教育個人情報開示請求権」として規定する具体的立法化が必要となる。

その際、参考となり得るのはアメリカ合衆国における教育個人情報保護法である「家庭教育上の権利およびプライバシーに関する法律」the Family Educational Right and Privacy Act（以下、FERPAと略称する）である²⁵⁾。周知のとおり、アメリカでは実定憲法上、教育を受ける権利をはじめとする社会権的権利に関する規定はない。従って、同法において規定されている親・生徒／学生による教育情報へのアクセス権が、憲法判例上の「プライバシー権」に基づく形で規定されていることには特殊アメリカ的な事情がある。しかし、個人情報保護法制の一般法である「連邦プライバシー法」the Privacy Actの特別法として教育個人情報保護法が制定され、教育個人情報の保護を一般の個人情報保護とは区別していることは、先に見た日本における教育個人情報保護のあり方を考える上で大きな意味があるといえよう。

特に、同法において注目すべきは「教育記録」へのアクセス権の主体として、生徒／学生が18歳未満の場合にはこれを親に認め、生徒／学生が18歳以上あるいは高等教育機関以上に在籍している場合には本人のみに限定していることである。また、具体的なアクセス権の内容としては、教育記録の閲覧権・審査権、教育記録の訂正・削除請求権、聴聞請求権、反論権のほか、教育記録の第三者への開示拒否権、連邦教育省 FERPA Office への審査請求権等が規定されるなど、教育個人情報の単なる開示請求に止まらず一般の個人情報に関する保護並の手厚い保護がなされている点も刮目に値しよう²⁶⁾。

このような教育個人情報保護法制に基づけば、我が国の下級審判決において混乱を来た

している開示の対象をめぐる議論（開示対象を客観的評価に限定すべきか、主観的評価まで広げるべきかという問題）を解消することも可能であると考えられる。つまり、生徒本人による開示請求権の行使を十分に判断能力の備わったと考えられる年齢以上に限定することによって、主観的評価を含めて開示対象とすることが可能になるからである。また、教育個人情報の保護を情報の開示以外にも訂正・削除、聴聞の請求、第三者への開示拒否と幅広く十全に行なうことで、親の「教育の自由」と子どもの「学習権」の保障に過不足なく寄与することができよう。

5 結語

これまで見てきたように、教育個人情報の保護を憲法上の解釈論として導き出される「教育の自由」、「学習権」に根拠付けること、さらに教育情報開示請求権等のアクセス権を具体的権利として教育個人情報保護法制において規定することは、多くの点で意義を有すると考えられる。とりわけ人権の歴史的文脈という大きな枠組みの中で捉えるならば、かかる憲法解釈論がその基底において、そもそも近代以前に「家庭における親の教育権」として確立していた自然法上の権利を、近代国家の成立とともに「国家の教育権」の下に親の「教育の自由」として憲法上再構成し（社会契約における自然権の実定化）、同時に教育の公正・中立性を確保するために「教育権の独立」を制度的保障として確定したという理解に立脚していることは重要な意義をもつものであろう。近代立憲主義憲法の体系においては、国家の教育権や教師の教育権は、親の「教育の自由」を補完すべきものであり、その限りにおいては中心的なものではないことを再確認できよう。

注

- 1) 我が国における教育個人情報の開示をめぐる諸問題の歴史的経緯については、取りあえず青柳卓弥「内申書・指導要録等の開示と『プライバシー権』」大沢秀介編『はじめての憲法』（成文堂、2003年）34-38頁を参照。
- 2) 本稿注13)～20)の判決を参照。
- 3) 田中耕太郎『教育基本法の理論』（有斐閣、1961年）50頁以下。
- 4) 旭川学力テスト事件最高裁判決（最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）。
- 5) 浦和地判平成9年8月18日判時1660号48頁。
- 6) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第三版）』（岩波書店、2002年）118頁。
- 7) 佐藤幸治『憲法（第三版）』（青林書院、1995年）453-455頁。
- 8) 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣、1994年）380頁。
- 9) 芦部、前掲書注6）115頁、同、前掲書注8）344頁。
- 10) 佐藤、前掲書注7）445、449頁。
- 11) 佐藤幸治「現代社会とプライバシー」伊藤正己編『現代損害賠償法講座2』（現代日本評論社、1972年）60-61頁、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注解法律学全集1憲法I』（青林書院、1994年）284-285頁〔佐藤幸治執筆部分〕。
- 12) 佐藤、前掲書注7）454-455頁。
- 13) 東京地判平成6年1月31日判時1523号58頁。
- 14) 東京高判平成6年10月13日「週刊教育資料」550号（教育公論社、1994年12月）12頁。
- 15) 大阪地判平成6年12月20日判時1534号3頁。
- 16) 大阪高判平成8年9月27日判自163号68頁。
- 17) 東京地判平成9年1月17日「特別区法務資料」27巻（財団法人特別区協議会法務調査室、1997年4月）34頁。
- 18) 東京高判平成10年10月27日「特別区法務資料」29巻（財団法人特別区協議会法務調査室、1999年4月）2頁。
- 19) 大阪地判平成10年3月4日判自187号43頁。
- 20) 大阪高判平成11年11月25日判自207号65頁。
- 21) 田中、前掲書注3）162頁。
- 22) 田中耕太郎「司法権と教育権の独立」兼子仁編『法と教育』（学陽書房、1972年）219-221頁、田中、前掲書注3）861頁以下。
- 23) 最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁。
- 24) 教師の教育権を人権として捉えることを否定する見解として、奥平康弘「教育を受ける権利」芦部信喜編『憲法Ⅲ人権（2）』（有斐閣、1981年）417頁、浦部法穂「全訂憲法学教室」（日本評論社、2000年）192-193頁、高乗正臣「教育基本法改正問題に関する憲法上の論点」『平成国際大学研究所論集』第4号（2004年）34-35頁等を参照。
- 25) THE FAMILY EDUCATIONAL RIGHT AND PRIVACY ACT : 20 U.S.C.§1232 g
- 26) 米国におけるFERPAの内容および同法制定の過程については、さしずめ青柳卓弥「米国における教育個人情報の保護」『平成国際大学研究所論集』第3号（2003年）1頁以下を参照。

本稿は、平成18年度平成国際大学大学院共同研究「国家と教育の関係についての考察」（研究代表：高乗正臣教授）による研究成果の一部である。